浜佐呂間小学校

いじめ防止対策基本方針

～いじめ問題に対する学校としての基本方針～

○いじめは相手のことを大切な存在として尊重せず、相手から安心した毎日のくらしを奪い、

相手の人生・命そのものを奪ってしまうものである。

○いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも起こり得るものである。

○浜佐呂間小学校の教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候を

いち早く把握して、迅速に対応する手立てを講じることが必要である。

○児童よりいじめの訴えがあった場合は、速やかに「いじめ」と判断し事実関係の把握と当該

児童の保護に取り組み、解決を図るものとする。

～いじめを許さない学校づくりについて～

1. いじめている児童に対しては、しっかり向き合い指導していくこと。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
2. 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、道徳の授業を要とした日常的に行う指導が重要である。
3. いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うようにする。
4. いじめの理解

　(１)「いじめ」とは何か

　児童が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

　(２)いじめの進行

第３段階

○心理的ふざけ　○心理的いじめ

○物理的ふざけ　○物理的いじめ

第２段階

○けんか

○いじわる

○からかい

第１段階

○遊び

○ふざけ

　(３)いじめの変遷

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発生と内容  変遷過程 | | | 「いじめ」の態様・内容 | |
| いじめられる側 | いじめている側 |
| 個の行動・状況 | 複数の行動・状況 |
| 学校の対応  ・  関係機関との連携 | 群れ  遊び | | ・遊びや生活を通して、互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかいがあったりする（「遊び仲間」対等・平等の関係） | |
| 初  期 | 萌芽 | ・度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる  　（支配・服従関係の萌芽） | ・立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる  　（支配・服従関係の萌芽） |
| 恐れ | ・多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる  　（支配・服従関係の成立） | ・ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す  　（仲間の存在、安心感） |
| 前  期 |
| 訴え | ・周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる（いじめのサイン） | ・周囲の仲間の反応を気にして見ている  　（いわゆる「チクリ」の心配） |
| 中  期 |
| 諦め | ・無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める  　（見て見ぬふりをする人間関係） | ・周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する  　（自己のいじめ隠蔽） |
| 後  期 | 無力 | ・親や教師に訴えた後の報復や暴力など　　を極端に恐れる  　（訴える気持ちになれない状況） | ・暴力行為等をしばしば繰り返す  　（本人及び周囲の友達に対する「チクリ」の防止策） |
| 自尊 | ・「いじめ」そのものの事実を自ら否定する（自尊感情の動揺） | ・暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる（チクリ・訴え等絶無の感触） |
| 否定 | ・耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる  　（自己否定の考え方の実行） | ・暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる  　（「無法」といえる状態への発展・継続） |
| 末期 |

(４)いじめの態様

いじめの動機

Ａ　怒りや憎しみからのいじめ

Ｂ　うっ憤晴らしからのいじめ

Ｃ　性格的な偏りからのいじめ

Ｄ　関心を引くためのいじめ

Ｅ　隠された楽しみのためのいじめ

Ｆ　仲間に引き入れるためのいじめ

Ｇ　違和感からのいじめ

Ｈ　その他

いじめの手段

1. 言葉での脅し
2. 冷やかし・からかい
3. 持ち物隠し
4. 仲間はずれ
5. 集団による無視
6. 暴力を振るう
7. たかり
8. お節介・親切の押し付け
9. いやな行為の強要
10. パソコン等での誹謗中傷　等
11. いじめの早期発見（チェックポイント）

☐　遅刻、欠席が増える。

☐　時刻ぎりぎりの登校が目立つ。

☐　表情がさえず、うつむき加減。

☐　出席確認の際、声が小さい。

☐　頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。

☐　授業中、正しい答えを冷やかされる。

☐　筆圧が弱くなる。

☐　休み時間はトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる。

☐　物が壊れたり、事件が起きると、その子のせいにされる。

☐　椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされる。

☐　授業の始めに、机の上の教科書が散乱している。

☐　特定の子の運動着が破られていたり、靴が隠されたりする。

☐　正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり、その意見がなぜか支持されない。

☐　用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロする。

☐　その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけたり、シラケたりする。

☐　あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。

☐　「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分でいつも出てくる。

☐　今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる。

☐　「ばいきん」「○○菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。

☐　急いで一人で帰宅する。

☐　日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。

☐　教材費、写真代などの提出が遅れる。

☐　飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

３．校内の指導体制

|  |  |
| --- | --- |
| 学  級  担  任 | ◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。  ◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。  ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。  ◇いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。  ◇子供同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。  ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 |
| 生  徒  指  導  担  当 | ◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。  ◇学級担任を精神的に支える。（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。）  ◇家庭と同じ土俵に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す。）  ◇学校全体を巻き込む。（相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。）  ◇いじめを学級や学年だけの問題にしない。  ◇学年会議、生徒指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。  ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。  ◇警察等関係機関との連携を強化し、専門機関等との相談体制を整えておく。 |
| 養  護  教  諭 | ◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。  ◇保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。  ◇訴えてきた子供の心情を十分に受け止める。  ◇信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。 |
| 教  頭 | ◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。  ◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。  ◇全教育活動の中で児童を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。 |
| 校  長 | ◇校内いじめ防止対策会議等を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。 |

☆教職員同士で、隠すことなく、報告、連絡、相談をしていく意識がいじめ問題への解決につながっていく。

４．いじめの早期対応

　(１)　いじめられている子には

　教師は教えることを職業としている。しかし、いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えに寄り添い、傾聴することである。

1. 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
2. 安心：具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な見方
3. 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
4. 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
5. 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

　(２)　いじめている子には

　その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

1. 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。

　　　→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない。

1. 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
2. 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。

　　　→いじめは絶対にいけないことの指導

　　　→いじめている子もつらい立場かもしれない

1. 処遇：課題解決のための援助を行う。→いじめのエネルギーの善用を図る。
2. 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼

　(３)　いじめられている子の保護者には

1. いじめの事実を正確に伝える。
2. 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
3. 信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない

　・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言

　・児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言

　・『被害者保護優先』を無視した発言　　　　 ・自己防衛的な発言

　・被害者の『痛み』に共感を示さない発言　　・具体性のない発言

1. 家庭との連絡を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。

　※被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

　教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

(４)　いじめている子の保護者には

　いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

1. 事実だけをきちんと伝える。
2. 保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）。
3. 具体的な助言を与え、子供の立ち直りを目指し協力してもらう。
4. 学級には
5. 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
6. いじめられた子供に共感させ、いじめた子供も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
7. 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
8. 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
9. 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

　ア　事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である。

　イ　冷静な解決の模索　…生活の振り返り、自己内省による知的変革

　ウ　行動指針の発見　　…内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）、人権意識の育成、

　　　　　　　　　　　　　信頼感の確立

　エ　連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

　教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級には示す。

1. 関係機関との連携
2. 校内いじめ防止対策会議を中心に、町教育委員会との連携を図る。
3. 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

　いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

５．いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめ問題の発生

アンケートなど

日常の観察

保護者

児童

全体指導…特に他の児童への指導（全校または学年集会）

職員会議

・再発防止の検討　　　・指導の在り方の見直し

再発防止・未然防止活動

観察

・保護者との連携（児童の状況・指導の状況）

支援

連絡・相談

解消継続指導・経過

・管理職への報告（児童の状況・指導の状況）

対応策に基づく指導

いじめ解消に向けた指導

校内いじめ防止対策会議

全校職員の参加の会議

報告・共通理解、

具体的方針・対応策の策定

報告

指導・助言

教育

委員会

校長・教頭（管理職）

告

報

教職員

情報を得た教職員

担任

関係児童保護者

・指導内容の説明

・意見聴取の機会